改正後

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

平成12年12月1日規則第128号

排水の規制基準(排水指定物質)

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事 業所の場合
カドミウム及びその化	1 リットルにつきカド	1リットルにつきカド
合物	ミウムとして0.03ミリ	ミウムとして0.03ミリ
	グラム	グラム
シアン化合物	1 リットルにつきシア	1 リットルにつきシア
	ンとして1ミリグラム	ンとして1ミリグラム
有機燐(りん)化合物	1リットルにつき0.2	1リットルにつき0.2
(パラチオン、メチル	ミリグラム	ミリグラム
パラチオン、メチルジ		
メトン及びEPNに限		
る。)		
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛と	1リットルにつき鉛と
	して0.1ミリグラム	して0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価	1リットルにつき六個
	クロムとして0.5ミリ	クロムとして0.5ミリ
	グラム	グラム
砒 (ひ) 素及びその化	1 リットルにつき砒	1 リットルにつき砒
合物	(ひ)素として0.1ミリ	(ひ)素として0.1ミリ
	グラム	グラム
水銀及びアルキル水銀	1リットルにつき水銀	1リットルにつき水銀

改正前

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

平成12年12月1日規則第128号

排水の規制基準(排水指定物質)

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事 業所の場合
カドミウム及びその化	1 リットルにつきカド	1リットルにつきカド
合物	ミウムとして0.03ミリ	ミウムとして0.03ミリ
	グラム	グラム
シアン化合物	1 リットルにつきシア	1リットルにつきシア
	ンとして1ミリグラム	ンとして1ミリグラム
有機燐(りん)化合物	1リットルにつき0.2	1リットルにつき0.2
(パラチオン、メチル	ミリグラム	ミリグラム
パラチオン、メチルジ		
メトン及びEPNに限		
る。)		
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛と	1リットルにつき鉛と
	して0.1ミリグラム	して0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価	1リットルにつき六価
	クロムとして0.5ミリ	クロムとして0.5ミリ
	グラム	グラム
砒(ひ)素及びその化	1 リットルにつき砒	1 リットルにつき砒
合物	(ひ)素として0.1ミリ	(ひ)素として0.1ミリ
	グラム	グラム
水銀及びアルキル水銀	1リットルにつき水銀	1リットルにつき水銀

	改正後	
その他の水銀化合物	として0.005ミリグラ	として0.005ミリグラ
	ム	ム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
РСВ	1 リットルにつき	1 リットルにつき
	0.003ミリグラム	0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0. 1</u>	1 リットルにつき <u>0.</u>
	ミリグラム	ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1	1リットルにつき0.
	ミリグラム	ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2	1 リットルにつき0.
	ミリグラム	ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02	1リットルにつき0.0
	ミリグラム	ミリグラム
1、2-ジクロロエタ	1リットルにつき0.04	1リットルにつき0.0
ン	ミリグラム	ミリグラム
1、1一ジクロロエチ	1リットルにつき1ミ	1リットルにつき1ミ
レン	リグラム	リグラム
シスー1、2―ジクロ	1リットルにつき0.4	1 リットルにつき0.
ロエチレン	ミリグラム	ミリグラム
1、1、1-トリクロ	1リットルにつき3ミ	1リットルにつき3
ロエタン	リグラム	リグラム
1、1、2-トリクロ	1リットルにつき0.06	1リットルにつき0.0
ロエタン	ミリグラム	ミリグラム
1、3-ジクロロプロ	1リットルにつき0.02	1リットルにつき0.0
ペン	ミリグラム	ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06	1リットルにつき0.0
	ミリグラム	ミリグラム

	改正前	
その他の水銀化合物	として0.005ミリグラ	として0.005ミリグラ
	<u>ل</u>	A
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
РСВ	1 リットルにつき	1 リットルにつき
	0.003ミリグラム	0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.3</u>	1 リットルにつき <u>0.3</u>
	ミリグラム	ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1	1 リットルにつき0.1
	ミリグラム	ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2	1 リットルにつき0.2
	ミリグラム	ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02	1 リットルにつき0.02
	ミリグラム	ミリグラム
1、2-ジクロロエタ	1 リットルにつき0.04	1リットルにつき0.04
ン	ミリグラム	ミリグラム
	1リットルにつき1ミ	1リットルにつき1ミ
レン	リグラム	リグラム
シスー1、2一ジクロ	1リットルにつき0.4	1リットルにつき0.4
ロエチレン	ミリグラム	ミリグラム
1、1、1-トリクロ	1リットルにつき3ミ	1 リットルにつき 3 ミ
		リグラム
	1 リットルにつき0.06	1 リットルにつき0.06
	ミリグラム	
		1 リットルにつき0.02
ペン	ミリグラム	
チウラム		1 リットルにつき0.06
	ミリグラム	ミリグラム

	改正後			改正前	
シマジン	1 リットルにつき0.03	1リットルにつき0.03	シマジン	1リットルにつき0.03	1リットルにつき0.03
	ミリグラム	ミリグラム		ミリグラム	ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2	1リットルにつき0.2	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2	1リットルにつき0.2
	ミリグラム	ミリグラム		ミリグラム	ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1	1リットルにつき0.1	ベンゼン	1 リットルにつき0.1	1リットルにつき0.1
	ミリグラム	ミリグラム		ミリグラム	ミリグラム
セレン及びその化合	う物 1 リットルにつきセレ	1リットルにつきセレ	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレ	1リットルにつきセレ
	ンとして0.1ミリグラ	ンとして0.1ミリグラ		ンとして0.1ミリグラ	ンとして0.1ミリグラ
	A	ム		<u>ل</u>	4
ほう素及びその化合	う物 海域以外の公共用水域	海域以外の公共用水域	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域	海域以外の公共用水域
	に排出されるもの1リ	に排出されるもの1リ		に排出されるもの1リ	に排出されるもの1リ
	ットルにつきほう素と	ットルにつきほう素と		ットルにつきほう素と	ットルにつきほう素と
	して10ミリグラム。海	して10ミリグラム。海		して10ミリグラム。海	して10ミリグラム。海
	域に排出されるもの1	域に排出されるもの1		域に排出されるもの1	域に排出されるもの1
	リットルにつきほう素	リットルにつきほう素		リットルにつきほう素	リットルにつきほう素
	として230ミリグラム	として230ミリグラム		として230ミリグラム	として230ミリグラム
ふっ素及びその化合	合物海域以外の公共用水域	海域以外の公共用水域	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域	海域以外の公共用水域
	に排出されるもの1リ	に排出されるもの1リ		に排出されるもの1リ	に排出されるもの1リ
	ットルにつきふっ素と	ットルにつきふっ素と		ットルにつきふっ素と	ットルにつきふっ素と
	して8ミリグラム。海	して8ミリグラム。海		して8ミリグラム。海	して8ミリグラム。海
	域に排出されるもの1	域に排出されるもの1		域に排出されるもの1	域に排出されるもの1
	リットルにつきふっ素	リットルにつきふっ素		リットルにつきふっ素	リットルにつきふっ素
	として15ミリグラム	として15ミリグラム		として15ミリグラム	として15ミリグラム
アンモニア、アンモ	モニ 1 リットルにつきアン	1リットルにつきアン	アンモニア、アンモニ	1 リットルにつきアン	1リットルにつきアン
ウム化合物、亜硝酸	俊化モニア性窒素に0.4を	モニア性窒素に0.4を	ウム化合物、亜硝酸化	モニア性窒素に0.4を	モニア性窒素に0.4を
合物及び硝酸化合物	東じたもの、亜硝酸性	乗じたもの、亜硝酸性	合物及び硝酸化合物	乗じたもの、亜硝酸性	乗じたもの、亜硝酸性
	窒素及び硝酸性窒素の				窒素及び硝酸性窒素の
	合計量100ミリグラム	合計量100ミリグラム		合計量100ミリグラム	合計量100ミリグラム

	改正後	
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5	1リットルにつき0.5
	ミリグラム	ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピ	1 リットルにつき10ピ
	コグラム	コグラム
フェノール類	1リットルにつきフェ	1 リットルにつきフェ
	ノールとして0.5ミリ	ノールとして0.5ミリ
	グラム	グラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅と	1 リットルにつき銅と
	して1ミリグラム	して3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛	1リットルにつき亜鉛
	として1ミリグラム	として2ミリグラム
鉄及びその化合物(溶	1リットルにつき鉄と	1 リットルにつき鉄と
解性のものに限る。)	して3ミリグラム	して10ミリグラム
マンガン及びその化合	1リットルにつきマン	1 リットルにつきマン
物(溶解性のものに限	ガンとして1ミリグラ	ガンとして1ミリグラ
る。)	A	A
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロ	1 リットルにつきクロ
	ムとして2ミリグラム	ムとして2
		ミリグラム
ニッケル及びその化合	1リットルにつきニッ	1 リットルにつきニッ
物	ケルとして1ミリグラ	ケルとして1ミリグラ
	A	4

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとし
	て0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。

改正前				
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5	1リットルにつき0.5		
	ミリグラム	ミリグラム		
ダイオキシン類	1 リットルにつき10ピ	1リットルにつき10ピ		
	コグラム	コグラム		
フェノール類	1 リットルにつきフェ	1リットルにつきフェ		
	ノールとして0.5ミリ	ノールとして0.5ミリ		
	グラム	グラム		
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅と	1リットルにつき銅と		
	して1ミリグラム	して3ミリグラム		
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛	1リットルにつき亜鉛		
	として1ミリグラム	として2ミリグラム		
鉄及びその化合物(溶	1 リットルにつき鉄と	1リットルにつき鉄と		
解性のものに限る。)	して3ミリグラム	して10ミリグラム		
マンガン及びその化合	1 リットルにつきマン	1 リットルにつきマン		
物(溶解性のものに限	ガンとして1ミリグラ	ガンとして1ミリグラ		
る。)	<u>ل</u>	لم ا		
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロ	1 リットルにつきクロ		
	ムとして2ミリグラム	ムとして2		
		ミリグラム		
ニッケル及びその化合	1 リットルにつきニッ	1 リットルにつきニッ		
物	ケルとして1ミリグラ	ケルとして1ミリグラ		
	ム	<i>ا</i>		

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとし
	て0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。

	改正後
有機燐(りん)化合物(パラヨ	検出されないこと。
オン、メチルパラチオン、メヲ	_
ルジメトン及びEPNに限る。〕	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ
	リグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとし
	て0.05ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1リットルにつき砒(ひ)素として
	0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の	1 リットルにつき水銀として
水銀化合物	0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1、2一ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1、1一ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシスー1,2ージク
	ロロエチレン及びトランス-1,2-
	ジクロロエチレンの合計量0.04ミ
	リグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム

改	(正前
有機燐(りん)化合物(パラチ	検出されないこと。
オン、メチルパラチオン、メチ	
ルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミ リグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとし
	て0.05ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として 0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の	1 リットルにつき水銀として
水銀化合物	0. 0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシスー1,2ージク
	ロロエチレン及びトランスー1,2-
	ジクロロエチレンの合計量0.04ミ
	リグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム

	改正後		改正前
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして 0.01ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとし、 0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として 1 ミリグラム	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0. ミリグラム
	0		料の
塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム	塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム	ダイオキシン類	1 リットルにつき 1 ピコグラム